

## 競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会（第1回会合）議事概要

平成26年8月22日  
公正取引委員会

1 日時 平成26年8月13日（水） 14時30分～15時50分

2 場所 中央合同庁舎第8号館5階共用会議室C

3 出席者

稲田 朋美 内閣府特命担当大臣

（研究会委員）

座長 岸井 大太郎 法政大学法学部教授

委員 上村 達男 早稲田大学法学部・大学院法務研究科教授

大山 泰 株式会社フジテレビジョン報道局専任局次長兼  
経済部編集委員兼解説委員

国谷 史朗 大江橋法律事務所代表社員（弁護士）

白石 忠志 東京大学大学院法学政治学研究科教授

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所教授

（事務局）

公正取引委員会事務総局 松尾経済取引局長，杉山経済取引局総務課長，  
片桐経済取引局調整課長

4 会議次第

（1）開会

（2）内閣府特命担当大臣挨拶

（3）委員紹介

（4）本研究会開催の趣旨・目的と今後御議論いただきたい事項（事務局説明）

（5）今後のスケジュール（案）

（6）閉会

5 議事概要

（1）冒頭，稲田内閣府特命担当大臣から，研究会開催に当たっての挨拶及び岸井委員への座長指名があった。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局調整課 電話 03-3581-5483（直通）
ホームページ	<a href="http://www.jftc.go.jp/">http://www.jftc.go.jp/</a>

(2) 事務局から、本研究会開催の趣旨・目的と今後御議論いただきたい事項(資料2)について説明があり、その後議論を行った。

委員から出された主な意見の概要は次のとおり。

- 企業再生についての考え方は安倍政権の成長戦略や産業構造の今後の在り方にもつながるものであることから、本研究会においてもこの点を念頭に置いて議論すべきである。
- 本研究会で議論するに当たって、事業者の退出とともに、株主の退出をどのように考えるべきかという点もあるのではないか。
- 株主責任が果たされるか否かについては、支援の手法にもよると思う。100%減資によって株式の価値をゼロにしてしまう場合には株主責任の論点はなくなる。
- EUのみならず、EU、米国及び日本における公的再生支援について比較・検証する必要がある。EUでは条約に基づく国家補助に関するガイドラインが作られているが、米国ではEUのような体系的なものとは必ずしもなっていない可能性がある。米国の状況について把握できれば非常に有益。
- 議論を整理する際に、公的再生支援が行われる前の対応と後の対応という点を区別する必要があるのではないか。支援後の対応については、公的再生支援を受けて経営効率が改善したことがおかしいということになると、再生しようというインセンティブを損ねてしまう。また、競争力が付き過ぎたと後から文句を言われるから、競争力を付け過ぎないように、コスト削減をしないようにしようということとなると、競争政策としては本末転倒である。
- 支援を受けた企業が強くなった理由が、被再生支援事業者自らが頑張った結果なのか、公的再生支援の枠組みにおいて優遇され過ぎていたのかということとはしっかり見極めて慎重に議論する必要がある。
- 公的機関が関与せずに裁判所の手続で再生が行われた場合にも競争を歪めるということはあるかもしれないが、それは本研究会で議論する公的再生支援ではないのではないか。
- 公的再生支援には、公的機関による再生支援だけが行われる純粋型と、公的機関による再生支援と会社更生法に基づく手続の両方が行われるハイブリッド型のようなものもある。純粋型だけでなく、ハイブリッド型についても議論の対象とすべきであるが、頭の整理としては、この2つは分けて考える必要がある。

○ 本研究会において議論の対象とする公的再生支援の実施主体に地方公共団体まで含むということになると検討対象が広がり過ぎるのではないか。

○ 金融業について正面から扱うことは難しいため、他の業種と同様に再生事例として参考となる事例があれば、個別に取り上げることとすべきである。

(3) 事務局から、今後のスケジュール(案)(資料3)について説明があり、原案のとおり、研究会の了承を得た。

(4) 次回の会合については、株式会社地域経済活性化支援機構から、公的再生支援の現状等についてヒアリングを行うことが了承された。

なお、第2回会合の具体的な日時については追って調整することとされた。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。)